

鳥取県立鳥取湖陵高等学校 部活動に係る方針

平成 31 年 3 月策定
令和 3 年 4 月改定

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 部活動は、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」及び「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守し、本校「部活動・同好会規定」に準ずる。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- (1) 休養日について
 - ・原則として、週末のいずれかを含む週 1 日以上とする。
- (2) 活動時間について
 - ・学期中は原則として、長くても平日は 3 時間程度、学校の休業日は 4 時間程度とする（朝練習を行う場合の時間も含む）。
- (3) 参加する大会について
 - ・原則として、高体連、高野連、高文連主催、共催の大会とする。
 - ・その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて、校長が許可した場合のみ認める。
- (4) 年間活動計画及び活動計画表、活動実績表の提出について
 - ・各部顧問は、「年間活動計画」（別紙 1）を作成し、4 月末までに副校長へ提出する。
 - ・各部顧問は、「活動計画表」（別紙 2）を作成し、翌月分を毎月 25 日までに副校長へ提出する。
 - ・部活動実施後は、「活動実績表」（別紙 3）を作成し、当月分を翌月 5 日までに副校長へ提出する。
- (5) その他
 - ・原則として試験の 1 週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
ただし、活動の必要がある場合は届け出により、管理職と協議の上可否を決定する。
 - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症及び新型コロナウイルス感染等による事故・感染防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」及び「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等を参考に、適切な対応をとるよう努める。